

「事業の休止及び廃止（第11 条） 【省令の概要】

ア 申請手続

事業の休廃止の許可を申請しようとする水道事業者は、休廃止計画書、水道事業の休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類、休廃止する給水区域を明らかにする地図等を添えて、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないこととした。

「事業の休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類」 とは

- ①休廃止する区域内において給水契約がないことを示す書類
- ②他の手段による水の確保が確認できる書類 などを用いる。

イ 許可基準

厚生労働大臣は、事業の休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められるときでなければ許可をしてはならないこととした。

「公共の利益が阻害されるおそれがない」とは

許可の申請の内容に基づいて具体的に判断されるべきものであるが、水道事業にあっては、

- ①休廃止しようとする給水区域において給水契約がないこと
- ②休廃止しようとする区域において給水契約があるときは他の手段による水の確保が可能であること

が考えられる。

「他の手段による水の確保が可能であること」とは

- ①他の水道事業による給水が行われること 又
- ②新たな水の確保の方法、衛生対策並びに負担すべき事項及びその額等を提示した上で、休廃しようとする区域における給水契約の相手方全員に対して同意を得ることが必要となる。」

(厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000573621.pdf>)